

《アーチェリー》

			障がい区分（番号）		測 定 項 目
					インドア18mラウンド
肢体不自由	1	上肢	No.1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	○ 車いす可
			No.2	両前腕切断または、片前腕および片上腕 切断、両上肢不完全	
			No.3	両上腕切断または、両上肢完全	
		下肢	No.4	片下腿切断または、片下肢不完全	
			No.5	片大腿切断または、片下肢完全	
			No.6	両下腿切断	
			No.7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	
			No.8	両大腿切断または、両下肢完全	
		体幹	No.9	体幹	
	2	車いす 脳原性 常用・以 外用で	No.10	第6頸髄まで残存	○車いす可
			No.11	第7頸髄まで残存	
			No.12	第8頸髄まで残存	
			No.13	下肢麻痺で座位バランスなし	
			No.14	下肢麻痺で座位バランスあり	
			No.15	その他の車いす	
	3	（脳性 麻痺、 脳原性 麻痺、 脳血管 疾患、 外傷等）	No.16	四肢麻痺で車いす使用	○ 車いす可
			No.17	けって移動	
			No.18	片上下肢で車いす使用	
			No.19	上肢で車いす使用	
			No.20	その他走不能	
			No.21	上肢に不随意運動を伴う走可能	
			No.22	その他走可能	
	4	—	No.23	電動車いす常用	○車いす可
視覚障がい			No.24	視力0から0.01まで	
			No.25	その他の視覚障がい	
聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい			No.26	聴覚障がい	○車いす可
知的障がい			No.27	知的障がい	○車いす可
内部障がい			No.28	ぼうこう又は直腸機能障がい	

※本区分表は令和4年度版全国障害者スポーツ大会競技規則に基づく

※視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。

※視力の和を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。